

令和2年度の狂犬病予防注射と犬の登録

▶問合せ すこやか環境グループ ☎079(435)2721

狂犬病予防法で、犬の飼い主には、飼い犬の登録（生後91日以上の犬）と飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

集合注射の日程 ▶日時 4月12日（日）9:00~11:00

▶場所 役場第1庁舎正面玄関前（駐車場側）

※雨天の場合、屋根のある役場通用口前で実施します。

▶必要書類・費用

すでに播磨町に登録済みの犬には、3月下旬に狂犬病予防注射通知書を発送しています。

- ・登録されている犬 狂犬病予防注射通知書、1匹につき3,300円（注射代と注射済票交付手数料）
- ・登録していない犬 1匹につき6,300円（登録料3,000円・注射代と注射済票交付手数料3,300円）



下表の動物病院においても、年間を通じて注射と登録を行っています。

令和2年度事務委託動物病院一覧表			
番号	病院名	住所	電話番号
1	魚住動物病院	明石市魚住町長坂寺	☎078(947)3987
2	大久保動物病院	明石市大久保町大窪	☎078(936)6211
3	タカハシ動物病院	明石市明南町	☎078(925)3055
4	堂本動物病院	明石市大久保町わかば	☎078(936)6641
5	明石シーサイド動物病院	明石市大久保町江井島	☎078(946)1010
6	なかむら動物病院	明石市魚住町長坂寺	☎078(948)2707
7	ファミリー動物病院	明石市魚住町清水	☎078(941)2070
8	アルマ動物病院	明石市二見町東二見	☎078(944)2060
9	あさの動物病院	加古川市平岡町高畑	☎079(420)2099
10	はとの里動物病院	加古川市加古川町木村	☎079(454)3231
11	池沢動物病院	加古川市加古川町平野	☎079(423)9939
12	東加古川ペットクリニック	加古川市平岡町新在家	☎079(439)6234
13	グリーンピース動物病院	加古川市加古川町中津	☎079(421)6644
14	ポチ&タマ総合動物病院	加古川市東神吉町升田	☎079(431)7377
15	アン動物病院	稲美町六分一	☎079(497)7705
16	ひっぼ動物病院	加古川市加古川町河原	☎079(421)4040
17	ミュウどうぶつ病院	加古川市別府町新野辺北町	☎079(430)0633
18	はりま動物病院	播磨町東本荘	☎079(436)8330
19	ゆう動物病院	播磨町西野添	☎078(949)3020
20	たなか動物病院	播磨町北野添	☎078(943)5917
21	加古川動物病院	加古川市東神吉町西井ノ口	☎079(433)0523
22	いなみ動物病院	稲美町六分一	☎079(492)6290
23	ブリス動物病院	加古川市加古川町寺家町	☎079(422)2103
24	やまぐち動物病院	加古川市神野町石守	☎079(423)6670
25	トトどうぶつ病院	稲美町岡岡	☎079(492)2391
26	吉田獣医科病院	加古川市別府町別府	☎079(435)7887
27	松浜動物病院	明石市二見町西二見	☎078(942)0139

上記の動物病院以外で注射を受けた場合は、動物病院で発行された狂犬病予防注射済証をすこやか環境グループまで持参し、必ず注射済票の交付を受けてください。交付手数料は550円です。

東播開業獣医師会からのお知らせ

集合注射では、多くの犬が集まるため犬が興奮し、犬同士がけんかになる場合がありますので、注意をしてください。犬も人と同じ生き物です。毎日体調は変わっていますので、注射による事故を防止するためにも、十分な説明を受けて、同意したうえで接種するようにしましょう。

動物病院では、予防接種だけでなく日常の健康管理などのアドバイスもします。集合注射以外での接種を希望する人は、動物病院に直接お越しください。

動物病院では年間を通じて、注射と登録を行っています。動物病院については、東播開業獣医師会のホームページをご覧ください。

<http://www.touban-vet.jp/>

飼い主の皆さまへ

人と犬が快適に暮らすために、マナーを守って飼いましょう。

●マナーその1

犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう。狂犬病は、すべての哺乳類に感染し、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。

●マナーその2

放し飼いはやめましょう。散歩の際はリードをつけましょう。散歩中もリードを離したり、伸ばしすぎないように心掛けましょう。

●マナーその3

犬のフンは必ず持ち帰りましょう。道路上に放置したままにするのは、飼い主のマナー違反です。犬のフンやブラッシングのあとの抜け毛は必ず持ち帰り、燃えるごみとして処分してください。

持っていますか？ マイナンバーカード（個人番号カード）

▶予約・問合せ 住民グループ戸籍チーム
マイナンバー専用番号 ☎079(437)7041

平日に

マイナンバーカードを受け取る
ときの予約が不要になります



マイナンバーカードに関する
休日受付をしています

月1回
日曜日に

これまでマイナンバーカードを受け取る際は予約が必要でしたが、4月1日（水）からは平日に受け取る場合に限り、予約が不要になります。（休日の受け取りは予約が必要）

交付通知（ピンク色の封筒）を郵送で受け取った人は、住民グループ①番窓口で次の業務時間内にマイナンバーカードを受け取ってください。

▶受取日時 平日（年末年始は除く）
9:00~12:00、13:00~16:00

Q&A

Q 平日に役場に行けないのですが、どうしたらいいですか

A 平日の来庁が難しい人は、月1度の休日受付をご利用ください。（右記参照）

※休日にマイナンバーカードを受け取る場合は、必ず事前に電話での予約をお願いします。

住所などの記載事項の変更はお済みですか？

住所や氏名に変更があった場合、マイナンバーカードや通知カードも記載事項の変更が必要です。変更を行わなければ、マイナンバー（個人番号）を証明する書類として使用することができません。

記載事項を変更する場合は、本人または同一世帯の人がマイナンバーカード、通知カードをご持参ください。（マイナンバーカードの変更手続きには暗証番号の入力が必要です）

自閉症とは

自閉症は、「常に自分の殻に閉じこもっている状態」と考えられたり、「親の育て方や本人の努力不足が原因ではないか」と思われることがありますが、これは正しくありません。脳の発達の違いから、「他人の気持ちや感情を理解すること」「言葉を適切に使うこと」「新しいことを学習すること」などが苦手であり、一般的な常識とされることを身につけることも苦手です。このため、まじめに取り組んでも誤解されることがあります。

なお、自閉症の人たちは、自分の感じたままに話したり行動したりすることがあり、感覚が過敏であったり、記憶が抜群の人がいます。

このような自閉症の人たちの行動や態度の意味を理解していただき、愛情をもって支援して下さるようお願いいたします。

平成19年の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議されました。日本でも発達障害者支援法に基づき、4月2日からの1週間を「発達障害啓発週間」と定め、自閉症を含む発達障害がいについての正しい理解を深める取り組みをしています。

自閉症をはじめとする発達障害について理解していただくことは、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながると考えています。

4月2日 世界自閉症啓発デー
4月2日〜8日 発達障害啓発週間
▼問合せ 福祉グループ
☎079(435)2361